

| 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 | 第3次計画掲載ページ | R3年度実績 | 実施時期 | R3年度取組の反省・課題 | コロナウィルス感染拡大の影響により実施できなかった事業 |
|--|------|-------|--|--------|------------|---|---|---|--|
| I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり | | | | | | | | | |
| I 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透 | | | | | | | | | |
| I 1 1 家庭・地域における固定的性別役割分担意識の解消 | | | | | | | | | |
| I 1 1 | (1) | | 家庭内における男女平等意識の醸成を図ります。 | 企画課 | 11 | 男女共同参画セミナー2021の開催 | 11月 | 市民向けセミナーを開催したが、集客に苦慮することとなった。一般市民向けのセミナー以外にも、事業者向けの男女共同参画セミナーを検討する必要がある。 | |
| I 1 1 | (2) | | 男女がともに家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します。 | 高齢福祉課 | 11 | 家族介護教室の開催 | 年6回(6~8月、10~12月) 出前教室(随時) | 年5回(6・7月、10~12月)実施。昨年度より参加者は多かったが、周知方法については検討する必要がある。 | 介護教室(8月開催中止) 出前教室(1教室中止) |
| I 1 1 | (2) | | 男女がともに家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します。 | 市民生活課 | 11 | パパとママのためのマタニティセミナーの実施(年6回) | 5, 7, 9, 11, 1, 3月 | ・三密を避けるために、対象者を初産に限定し実施。 ・未受講者のうち希望者には教室の資料を送付。 ・沐浴の解説動画等を佐渡市公式YouTubeで公開している。 ・受講者数の上限を設けたが、上限を超えることなく受講者数は少ない状況。 ・教室の目的の一つに「仲間づくりの場」としているが、ママ・パパ同士が交流する機会は持ちにくい。 | |
| I 1 2 職場における固定的性別役割分担意識の解消 | | | | | | | | | |
| I 1 2 | (1) | | 事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます | 地域振興課 | 11 | 関係機関と連携して、固定的性別役割分担意識の解消に向けて事業所への周知・啓発に努めた。 | 実施の都度 | 市のHPやセミナー等の際にチラシ配布による周知・啓発に努めた。 | |
| I 2 1 男女平等意識に基づく指導 | | | | | | | | | |
| I 2 1 | (1) | | 学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を行います。 | 学校教育課 | 13 | 令和3年4月~令和4年3月までの間に全ての小中学校で実施した。 | 令和3年4月から令和4年3月までの間。 | 全ての学校で人権教育・同和教育にかかわる内容の授業参観等実施するよう指導した。 | |
| I 2 2 教育関係者への意識啓発 | | | | | | | | | |
| I 2 2 | (1) | | 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します。 | 学校教育課 | 13 | 学校教育課として10月12日14日、12月14日、21日に人権教育同和教育研修を実施 6月4日に道徳教育研修を実施 また、各校で令和3年4月から令和4年3月までの間に2回以上実施した。 | 令和3年4月から令和4年3月までの間。 | 人権教育に係る研修を教員対象に2回、保育士対象に2回実施した。 | |
| I 2 2 | (1) | | 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します。 | 子ども若者課 | 13 | 佐渡地区保育事業研究会、新潟県保育連盟の主催研修会への参加 | 通年 | 今年度は人数を制限して研修会を行ったため、参加者数は例年より減少したが、性別を問わず保育従事者の参加を得ることができた。 | 佐渡地区保育事業研究会の研修会は4回のうち2回中止、新潟県保育士会主催の研修会は対象者を制限しての開催となり、参加者は例年より減少した。 |
| I 3 あらゆる暴力の根絶 | | | | | | | | | |
| I 3 1 あらゆる暴力を許さない意識づくり | | | | | | | | | |
| I 3 1 | (1) | | DV等を防止するための啓発を推進します | 子ども若者課 | 15 | 各種研修会等において、チラシ等の配布を行う | 通年 | コロナ禍でDV研修等を実施することができず、ポスター掲示をもって啓発に努めた。 | DV関係の研修会を中止した。 |
| I 3 1 | (2) | | 関係機関との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます | 子ども若者課 | 15 | 関係機関と連携を図り、適切な相談体制の維持を行う | 通年 | 相談案件を整理し、その内容について内部で見立てを行い、適切な支援を行う体制づくりに努めた。また、関係機関とも連携を図り、適切な支援につなげた。 | 訪問、面談等が行えない場合は、電話対応とし、支援が途切れることのないようにした。 |
| I 3 1 | (2) | | 関係機関との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます | 社会福祉課 | 15 | 基幹相談支援センターの業務 | 通年 | 関係機関と連携するとともに相談機関の周知に努めている。 | |
| I 3 1 | (2) | | 関係機関との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます | 市民生活課 | 15 | ①庁内の基幹システムに警告メモを入力し情報を共有する。 ②佐渡市DV被害者支援ネットワーク会議に参加し、連携機関との協力を図る。 | ①随時入力 ②5月頃 | 支援措置申出者については、基幹システムに随時入力して庁内での情報共有をし、警察署等の相談機関との連携を行っている。相談内容によっては相談機関の判断が困難なケースがある。今後も対象者保護のため適正事務の徹底を図りたい。 | |
| I 4 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援 | | | | | | | | | |
| I 4 1 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての知識の普及 | | | | | | | | | |
| I 4 1 | (1) | | 性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を行います。 | 学校教育課 | 17 | 令和3年6月~令和3年12月までの間に全ての小中学校に訪問し、職員・指導を実施した。 | 令和3年7月から12月までの間。 | 全ての学校に、教育計画に位置付け、確実に実施するよう指導した。 | |
| I 4 1 | (2) | | 不妊に悩む男女に対する情報提供と支援の充実を努めます。 | 市民生活課 | 17 | 特定不妊治療(体外受精、顕微受精)を受けている夫婦に対して、治療費、通院費、宿泊費の一部を助成する。 | 随時 | コロナ禍で受診控え等の影響なのか、昨年同様申請件数は少ない。 | |
| I 4 2 生涯を通じた健康の保持・増進の推進 | | | | | | | | | |
| I 4 2 | (1) | | 生涯を通じた男女の健康増進を促進します。 | 社会教育課 | 17 | ニュースポーツフェスティバル | 11/27(9/26を延期)・3/21(2/11を延期) | 今年度は、親子を対象に「親子ニュースポーツフェスティバル」として実施した。今まで漠然と子どもから高齢者までを対象としたニュースポーツ体験会を親子にターゲットをターゲットとした内容及び告知をしたことから33組85名の参加があった。(例年30~50名の参加者) また、本事業を開催するにあたり、事前に子ども運動遊びを研修した。研修で身に付けた運動遊びを来年度の各地区事業の運動教室に生かす。 引き続き、運動が子どもの発達や健康増進に重要であることを啓もうし、楽しく体を動かす事業を実施する。 | (3/21 親子ニュースポーツフェスティバルを開催予定だが、今後の感染拡大状況によっては中止の可能性がある。) |
| I 4 2 | (2) | | 各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します | 市民生活課 | 17 | 【乳がん検診】 対象：40歳以上の女性(2年に1回) ※41歳の方に無料クーポン券を発行 【特定健康診査】 40~74歳の国保加入者を対象にメタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させる目的で集団健診・人間ドックを実施 | 集団健診は10地区で実施 乳がん検診：6月以降 特定健康診査：5月~10月 | ・感染症対策の効果もあってか受診者数はコロナ禍前にはぼぼ戻ってきている。 | |
| II 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり | | | | | | | | | |
| II 1 働く場における男女共同参画の推進 | | | | | | | | | |
| II 1 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | | | | | | | | | |
| II 1 1 | (1) | | 男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます | 総務課 | 21 | 毎年度の女性活躍推進法に基づく行動計画の実施状況の公表にあわせて周知に努め、性別に関係ない、公正な採用選考を行った。 | 7月から | 引き続き雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めていく。 | |
| II 1 1 | (1) | | 男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます | 地域振興課 | 21 | 関係機関と連携して、①雇用管理全般における性別を理由とする差別の禁止、②婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、③母性健康管理措置などについて事業所への周知に努めた。 | 実施の都度 | 関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。 | |
| II 1 1 | (2) | | 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます | 総務課 | 21 | ハラスメント防止セミナーを実施した。 | 8月 | 課長、課長補佐を対象としたハラスメント防止研修を実施した。ハラスメントの相談をためらっているケースもあると考えられるため、職員が相談しやすい環境の整備、研修の実施等のさらなる周知・啓発に努める。 | |
| II 1 1 | (2) | | 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます | 地域振興課 | 21 | 関係機関と連携して、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とするハラスメントの防止対策について事業所への周知に努めた。 | 実施の都度 | 関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。 | |
| II 1 1 | (3) | | ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います | 企画課 | 21 | 市HPによる周知等 | 随時 | 企業向けの情報発信と組み合わせる周知する必要がある。 | |
| II 1 2 個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援 | | | | | | | | | |
| II 1 2 | (1) | | 働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます | 地域振興課 | 21 | 求人関係等の情報を収集し、情報提供に努め、関係機関につなげた。 | 通年 | ハローワークと連携し、情報提供に努めた。 | |
| II 1 2 | (2) | | 性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が旨められるよう支援します | 地域振興課 | 21 | 窓口相談がきた場合、性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が旨められるよう、関係機関へつなげた。 | 通年 | 性別に区別することなく、男女平等に就職のあっせんができるよう努めた。 | |

| 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 | 第3次計画掲載ページ | R3年度実績 | 実施時期 | R3年度取組の反省・課題 | コロナウィルス感染拡大の影響により実施できなかった事業 |
|--------------------------------|------|-------|---|--------|------------|--|------------------------------------|---|--|
| II 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | | | | | | | | | |
| II 2 1 仕事と生活の調和に向けた意識啓発 | | | | | | | | | |
| II | 2 | 1 | (1) それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます | 総務課 | 23 | 仕事と家庭・地域活動を両立しながら働き続けられるよう、事務の平準化による残業の縮減や休暇制度の周知・啓発に努めた。また、就業環境整備として時差出勤、交代制勤務の推進やテレワーク等の新たな就業環境の整備を検討した。 | 4月から | 引き続き仕事と家庭・地域活動を両立しながら働き続けられるよう、事務の平準化による残業の縮減や休暇制度の周知・啓発に努めていく。テレワークの実施については、市役所外への書類の持ち出しに制限があること、機器の台数に限りがあること、家庭での環境整備や経費等の問題があることなどの課題があった。 | |
| II | 2 | 1 | | 地域振興課 | 23 | 地域振興セミナーによる啓発 | 3月4日 | 関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。 | |
| II | 2 | 1 | (2) 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。 | 総務課 | 23 | 男性の育児休業の取得率を向上させるため、各種届出の際に対象となる職員へ制度の周知を行った。 | 5月から | 周知・啓発が不足したため、男性の育児休業の取得率が向上しなかった。令和4年4月からは育児休業法の改正が行われるため、改正内容を含め、周知・啓発に努めていきたい。 | |
| II | 2 | 1 | | 地域振興課 | 23 | 地域振興セミナーによる啓発 | 3月4日 | 関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。 | |
| II 2 2 多様なライフスタイルに対応するための支援 | | | | | | | | | |
| II | 2 | 2 | (1) 放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。 | 子ども若者課 | 23 | 保育園のほかに保護者が子育て相談や就労しやすい環境整備を行う。 ・子育て支援センター ・病後児保育室 ・放課後児童クラブ 子育て支援センター充実事業の実施。 | 通年 | 放課後児童クラブにおいては、登録児童572人の受け入れを行い、保護者の就労支援に繋がった。子育て支援センターは、10月から月2回、休日の子育て親子の交流の場として開設し、子育て相談等を行った。 | 児童クラブは、小学校の休校に合わせての休所した期間があったが、家庭保育の協力依頼を行うなど、感染予防対策を行いながら実施した。子育て支援センターは、一部イベントの中止や、公の施設に準じて閉館した期間があったが、人数制限をしながら、感染症予防対策を行い実施した。 |
| II | 2 | 2 | (2) 在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります | 高齢福祉課 | 23 | 在宅福祉サービス 介護保険サービス | 随時 | サービスを必要とする多くの方にご利用いただけた。制度周知パンフレットを早期に作成し案内・配布するよう改善したが、周知方法については引き続き検討が必要である。制度内容については、現状に合わせて見直し等を行う必要がある。また、サービス充実の検討を進める。 | |
| II 3 男性にとっての男女共同参画 | | | | | | | | | |
| II 3 1 男性が抱える困難への対応 | | | | | | | | | |
| II | 3 | 1 | (1) 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます | 社会福祉課 | 25 | 基幹相談支援センターの業務 | 通年 | 複雑で多岐にわたるケースが増えており、引き続き職員の高齢化が課題となっている。 | |
| II | 3 | 1 | | 市民生活課 | 25 | 特定健康診査や課で主催するイベント等で相談窓口のチラシを配布する。 | 特定健康診査：5～10月 しまびと元気まつり：12月 | ・特定健診会場では相談窓口のチラシを設置した。 | ・しまびと元気まつり |
| II 3 2 男性の家事・育児・介護等への参画の促進 | | | | | | | | | |
| II | 3 | 2 | (1) 男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発を行います | 地域振興課 | 25 | 地域振興セミナーによる啓発 | 3月4日 | 関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。 | |
| II | 3 | 2 | | 市民生活課 | 25 | パパとママのためのマタニティセミナーの実施(年6回) | 5,7,9,11,1,3月 | ・妊婦ジャケットの着用・沐浴指導やパパができること等の実技や講話を実施。教室後のアンケートからママに対する配慮、育児や家事を協力しながら頑張りたい等の意見がある。男性が育児について学ぶ機会となっている。 | |
| II | 3 | 2 | (2) 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します | 子ども若者課 | 25 | 「がんばるパパさん講座」を開催する | 8月頃 | 2回(4回コース)実施した。各回ごとにテーマを決め、パパ同士がお互いのことを話し合う中から新しい気づきや情報、考え方を知り、自分の生活にあったやり方を見つけ実践してみようという意欲的な場面が多く見られた。保育ルームを設置したことにより、子育て世帯の息抜きを提供することができた。 | 感染予防対策を行い実施した。 |
| II | 3 | 2 | | 高齢福祉課 | 25 | 家族介護教室の開催 | 年6回(6～8月、10～12月) 出前教室(随時) | 年5回(6・7月、10～12月)実施。昨年度より参加者は多かったが、周知方法については検討する必要がある。 | 介護教室(8月開催中止) 出前教室(1教室中止) |
| II 4 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり | | | | | | | | | |
| II 4 1 高齢者・障がい者の社会参画支援 | | | | | | | | | |
| II | 4 | 1 | (1) 老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します。 | 高齢福祉課 | 27 | 老人クラブ事業運営費補助 老人クラブ連合会活動促進事業費補助 | - | 各クラブで感染防止に配慮しつつ、工夫をしながら活動を行っていた。会員の高齢化が課題となっている。 | 感染対策が困難な大人数で行う活動 |
| II | 4 | 1 | (2) 障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します | 社会福祉課 | 27 | あったかフォーラムの開催 | 12月頃 | 新型コロナの影響により中止 | あったかフォーラム |
| II 4 2 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり | | | | | | | | | |
| II | 4 | 2 | (1) 高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。 | 社会福祉課 | 27 | ①手話奉仕員養成研修 ②精神障害者等生活支援事業 | ①5月～12月 ②月1回程度 | ①基礎講座を実施し、7名が修了した。 ②新規利用者が少なく、周知等の強化が必要となっている。 | |
| II | 4 | 2 | | 高齢福祉課 | 27 | 老人クラブ事業運営費補助 老人クラブ連合会活動促進事業費補助 | - | 各クラブで感染防止に配慮しつつ、工夫をしながら活動を行っていた。会員の高齢化が課題となっている。 | 感染対策が困難な大人数で行う活動 |
| II | 4 | 2 | (2) 介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します | 高齢福祉課 | 27 | ①在宅福祉サービス ②介護手当支給事業 ③認知症サポーター養成講座の開催 ④資格取得及び就業支援等補助金 | ①随時 ②年2回支給(9月・3月) ③随時 ④随時 | ①サービスを必要とする多くの方にご利用いただけた。制度内容については、現状に合わせて見直し等を行う必要がある。 ②他在宅福祉サービスと合わせて、周知方法等の検討を行う。 ③関係機関等に対し養成講座のPR等を実施。未実施の企業等から依頼があり、講座を開催できた。若年層の受講者が少ないので継続してPR等推進が必要である。 ④より多くの方に利用いただけるように、周知方法等について検討する必要がある。 | |
| II 5 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 | | | | | | | | | |
| II 5 1 生活困窮者への自立支援 | | | | | | | | | |
| II | 5 | 1 | (1) 生活困窮者への総合的な支援を行います。 | 社会福祉課 | 29 | 生活困窮者自立支援事業 | 通年 | 新型コロナウィルス感染拡大の中、相談者に対して関係機関と連携し、細やかに対応できた。 | |
| II 5 2 ひとり親家庭への支援 | | | | | | | | | |
| II | 5 | 2 | (1) ひとり親家庭への総合的な支援を行います。 | 子ども若者課 | 29 | ひとり親の就労支援等の相談を行う | 通年 | ひとり親家庭の生活を安定させるために、就労等の相談を行った。一般就労には条件等が整わず、つなげることは厳しい状況であったが、地道に企業訪問等を行い、雇用促進の働きかけを積極的に行う必要がある。 | 企業訪問を一時中止した。 |
| II 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 | | | | | | | | | |
| II 6 1 様々な視点に配慮した防災体制構築 | | | | | | | | | |
| II | 6 | 1 | (1) 防災計画や災害対応マニュアル等市の防災対策に女性や要配慮者等の視点を取り入れます。 | 防災管財課 | 31 | 佐渡市防災会議の開催 | 随時 | 新型コロナウィルス感染拡大により3月に書面会議の予定。女性委員が少ないことが課題。 | |
| II | 6 | 1 | (2) 災害時の避難所運営等、様々な場面に於いて、男女共同参画の視点に配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します。 | 防災管財課 | 31 | 地域防災リーダースキルアップ研修会 | 2月 | 2月26日に開催予定。女性リーダーの参加が少ないことが課題。 | |

| 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 | 第3次計画掲載ページ | R3年度実績 | 実施時期 | R3年度取組の反省・課題 | コロナウィルス感染拡大の影響により実施できなかった事業 |
|------|------|-------|---|-------------------|------------|--|------------------------------------|---|-----------------------------|
| | | | 国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進 | | | | | | |
| | | | 国際理解への取組 | | | | | | |
| II | 7 | 1 | (1) 異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します。 | 学校教育課 | 33 | 令和3年6月～令和3年12月までの間に全ての小中学校に訪問し、職員・指導を実施した。 | 令和3年7月から12月までの間。 | 全ての学校に、教育計画に位置付け、確実に実施するよう指導した。 | |
| II | 7 | 1 | | 社会教育課 | 33 | (両津) 初心者英会話教室 (新穂) 初心者英会話講座 | (両津) 4月～7月(7回) (新穂) 5月～11月(10回) | 受講者層は、小学生から大人まで幅広く、また男女の割合も半々程度で、とてもバランスが取れていた。講座内容は、初心者でも楽しく学べる内容になっており、異文化に触れあうよい機会になった。また、コロナウィルス感染対策をしながら、当初計画通りの回数を開催することができた。次年度以降も、幅広い層から受講してもらえるようPRし、また対策をしながら進めていきたい。 | なし |
| II | 7 | 2 | 在住外国人への支援 | | | | | | |
| II | 7 | 2 | (1) ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います。 | 市民生活課 | 33 | 相談依頼があった場合に個別対応を行う | 随時 | 計画策定時に合わせてアンケートを実施するため、R2は未実施 | |
| II | 7 | 2 | (2) 医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します | 市民生活課 | 33 | 個別対応を行う | 随時 | ・必要に応じ赤ちゃん訪問、育児相談等でタブレットの言語翻訳アプリを使用し対応している。 | |
| III | | | 女性の活躍できる社会づくり | | | | | | |
| III | 1 | | あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進 | | | | | | |
| III | 1 | 1 | 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用 | | | | | | |
| III | 1 | 1 | (1) 市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます | 全課 | 37 | 男女共同参画推進懇談会の委員募集 | 6月 | 男女共同参画推進懇談会の女性の登用は進んでいるが、その他の附属機関・懇談会等への女性登用を継続的に呼びかける必要がある。 | - |
| III | 1 | 1 | (2) 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します | 企画課 | 37 | 市町村における男女共同参画社会の形成又は、女性に関する施策の推進状況についての調査実施 | 6月～7月 | 今年度の登用率は26.2%(令和2年度:24.6%)で微増であった。目標値である30.0%の実現に向けて、取り組みを継続していく。 | - |
| III | 1 | 1 | (3) 市女性職員の育成・係長以上への役職の登用を推進します | 総務課 | 37 | 市の人事計画に基づき、女性職員のキャリアアップや係長以上への登用を推進したが登用率が増加しなかった。女性職員の活躍推進に向けた市長との意見交換会の開催等、キャリアアップを推進するための研修を実施するほか、研修をオンラインで実施したり女性職員が参加しやすい仕組み作りを行った | 4月から | 女性の占める割合が行動計画目標に達していないため、引き続き女性職員のキャリアアップや係長以上への登用を推進していく。 | |
| III | 1 | 2 | 地域の活動団体における女性参画の促進 | | | | | | |
| III | 1 | 2 | (1) 女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します | 全課 | 37 | 女性の参画を促進する団体が事業を開催する際に協力を行う。 | 実施なし | 島内におけるイベント自体が開催されなかった。 | イベントの開催なし |
| III | 2 | | 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進 | | | | | | |
| III | 2 | 1 | 農業における女性の経営参画の促進 | | | | | | |
| III | 2 | 1 | (1) 家族経営協定の締結を促進します | 農業政策課 農業委員会事務局 | 39 39 | 家族経営協定の締結について、窓口での相談や認定農業者協議会を通じて、広く周知・啓発を図る。 | 適宜 | R3年度相談等無し。今後、窓口等で必要に応じて周知を図ることとする。 | 特に無し |
| III | 2 | 1 | (2) 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します | 農業政策課 | 39 | 農業者年金加入の戸別推進 | 農作業閑散期(12月～2月) | 加入が可能と思われる世帯に電話連絡及び戸別訪問し相談を受けた。 | |
| III | 2 | 2 | 商工業等自営業における女性の経営参画の促進 | | | | | | |
| III | 2 | 2 | (1) 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります | 地域振興課 | 38 | 関係機関と連携して、適切な労働時間や計画的な休日の確保、適正な労働報酬の確保等の就業条件の整備について普及・啓発を図った。 | 実施の都度 | 関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。 | |
| III | 2 | 2 | (2) 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します | 地域振興課 | 38 | ①研修、資格取得にかかる経費の補助を実施した。 ②サテライトゼミの開催 | ①通年 ②11月9日～11日 | ①関係機関と連携し、周知・啓発に努めた。 ②管理職研修となる女性キャリア向けの研修を実施。実施期間の調整が必要。 | |